

# 工事業種競争入札参加資格申請(指名参加登録)のご案内 随時受付



## 【目次】

1 申請にあたって	
(1) 随時受付	2ページ
(2) 申請方法	2ページ
(3) 審査結果通知書の交付	2ページ
(4) 申請対象者	3ページ
(5) 申請対象業種	3ページ
電子入札について	4ページ
(6) 申請できない方	5ページ
(7) 虚偽申請への対応	5ページ
(8) 期間中の取消し等	6ページ
2 申請手続き	
(1) 申請手続きの流れ	7ページ
(2) 申請に必要な書類	9ページ
(3) 情報登録書の記入方法	10ページ
(4) 印鑑について	13ページ
(5) 個人情報の取扱いについて	14ページ
(6) 情報の公開について	14ページ

## 1. 申請にあたって

東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）が行う工事請負契約の指名競争入札に参加を希望する場合、公社の入札参加資格審査を受け、指名参加登録業者として登録する必要があります。

登録希望の方は、この案内書をよく確認のうえ申請してください。

平成29年1月1日以降に公表する希望制指名競争入札の案件については、入札参加資格要件に「東京都内に本支店又は営業所が所在する業者（※）であること」を追加しました。

（※）支店又は営業所の場合、当公社との入札、契約手続き等を代理人に委任することができる契約先が対象となります。

### (1) 随時受付

#### ①申請期間

申請受付期間	随時受付
--------	------

※書類不備等がある場合は、当公社での審査が遅れることがありますのでご注意ください。

#### ②指名参加登録の有効期間

有効期間	経営規模等評価結果通知書の審査基準日から1年7ヶ月
------	---------------------------

※有効期間は、公社提出の経営規模等評価結果通知書に基づきますので、期間が切れないよう最新のもので工事登録内容の変更を行ってください。

### (2) 申請方法

指名参加登録に必要な書類を下記まで郵送してください。

〒150-8322  
渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山  
東京都住宅供給公社 総務部 契約課 契約係  
「工事業種指名参加登録受付担当」宛

※配達記録が残るもの（簡易書留等）での郵送をお願いします。

### (3) 審査結果通知書の交付

審査結果通知書は、公社の審査終了後に契約の相手方となる本支店等の代表者または代理人に郵送いたします。

審査には、1ヶ月ほど要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### (4) 申請対象者

公社が行う工事請負契約の指名競争入札に参加を希望する事業者の方が対象です。  
登録申請にあたっては、同一業者の方が本店・支店等で複数の申請を行うことはできません。

##### < 公社の契約相手方となる本店・支店等の取扱い >

- ・代表者が直接契約する場合 ⇒ 本社(本店)が契約相手方となります。
  - ・代理人が契約する場合 ⇒ 代理人が所属する支店(部署等)が契約相手方となります。
- ※代表者が代理人を兼ねることはできません。  
※既に委託業種での登録がある場合は、委託業種での登録と同じ契約相手方となります。

#### (5) 申請対象業種

公社が発注する工事業種は、以下の通りです。(別表1「工事申請業種」参照)  
申請される業種については、公社の契約相手方となる本店・支店等が建設業許可及び経営事項審査を受けていることが必要です。  
経審点を取得していない業種を申請することはできません。

##### < 別表1 > 工事申請業種

業種番号	申請業種	建設業法の許可及び経営事項審査【必須】
1	土木	土木一式工事
2	建築	建築一式工事
3	とび・土工・コンクリート	とび・土工・コンクリート工事
4	電気	電気工事
5	管	管工事
6	塗装	塗装工事
7	防水	防水工事
8	内装仕上	内装仕上工事
9	機械器具設置	機械器具設置工事
10	電気通信	電気通信工事
11	造園	造園工事
12	建具	建具工事
13	水道施設	水道施設工事
14	消防施設	消防施設工事
15	解体	解体工事
16	とび・土工・コンクリート(解体経過措置)	とび・土工・コンクリート(解体経過措置)

## 〔電子入札について〕

公社では、工事業種において予定価格250万円以上の公表案件は、電子入札を実施しています。

電子入札の参加については、電子入札システムを利用していただくことになります。利用にあたっては、パソコン環境の整備、セキュアコネク特への申込みが必要となりますのでご確認ください。

※平成29年1月1日以降に公表する希望制指名競争入札については、「東京都内に本支店又は営業所が所在しない業者」は入札参加資格要件を満たさなくなり電子入札に参加できなくなりました。

### ①電子入札システム

電子入札システムの操作手順は、公社ホームページにある「電子入札システム操作マニュアル」をご覧ください。

公社ホームページ：入札・契約情報 > 入札 > 電子入札システム操作マニュアル

### ②パソコン環境

以下の動作環境に合ったパソコンが必要です。

◆ハードウェア	
対象機種	AT互換機
CPU	Pentiumプロセッサ500MHz相当以上
メモリ	128MB以上
ハードディスク空容量	30MB以上
その他	CD-ROMドライブ、USBポート OS動作条件を満たしていること
◆ソフトウェア（使用を推奨するOSとブラウザの組み合わせ）※64bit版のブラウザには対応していません	
Windows Vista (SP2)	Internet Explorer 9 (32bit版)
Windows 7 (SP1)	Internet Explorer 11 (32bit版)
Windows 8.1	Internet Explorer 11 (デスクトップ版) ※Windowsストアアプリ版は使用不可
◆インターネット	
接続回線	アナログ回線、ISDN回線、PHS、携帯電話、ADSL、光ファイバー CATV、社内LAN、公衆無線LAN ※プロキシサーバ経由でも利用可
プロバイダ	特殊なブラウザを利用しているプロバイダ(AOLなど)を除き利用可
E-mail	電子入札システムでは必須

※電子入札システムでは、Java等のソフトをインストールする必要はありません。

### ③電子メール(E-mail)アドレスの取得

電子入札システムでは、登録内容の変更承認通知や入札の指名審査結果通知、開札結果通知等の連絡を電子メールにより行います。



## セキュアコネクについて

セキュアコネクとは、NTTコミュニケーションズ(株)が提供する電子認証サービスのことで、公社の電子入札システムを利用するためにお申込みいただく必要があります。

ご利用には、年間利用料11,340円(税込・H27.10月現在)がかかります。

セキュアコネクに関するご質問は、下記までお願いします。

NTTコミュニケーションズ(株)  
セキュアコネクヘルプデスク

0120-584-321

受付時間 9:30~12:00 13:00~18:00 ※土日祝/年末年始は休み

※平成29年1月1日以降に公表する希望制指名競争入札については、「東京都内に本支店又は営業所が所在しない業者」は入札参加資格要件を満たさなくなり電子入札に参加できなくなりました。

## (6) 申請ができない方

以下のいずれかに該当する方は、申請できません。

- ① 建設業許可を得ていない者(建設業法第二章)
- ② 経営事項審査を受けていない者(建設業法第四章の二)
- ③ 官公需適格組合証明書を有していない者(中小企業等協同組合法に基づく協同組合等で申請する場合)
- ④ 後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判を受けた者
- ⑤ 破産者で復権を得ない者
- ⑥ 公社より入札参加禁止措置を受け、解除されていない者
- ⑦ 適切な業務の履行が確保できないと公社が判断した者
- ⑧ その他、登録申請条件等を満たしていない者
- ⑨ 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)へ加入していない者

## (7) 虚偽申請への対応

申請にあたって虚偽の申請をしたり、重要な事実の申請がなされなかった場合には、資格審査を行いません。また、審査後発覚した場合には、登録の取消等の罰則規定が適用されることがありますので十分注意してください。

虚偽申請とみなされることがないように、申請は「書面にて確認できる内容」により行ってください。

なお、虚偽申請により資格が取消された場合は、公社が別に定める期間、入札参加資格審査の申請をすることはできません。

申請後、公社が必要とする場合は、申請者その他の関係人から事情を聞き、別途追加資料の提出を求めることがあります。

## (8) 期間中の取消し等

指名参加登録期間中に以下のいずれかに該当する事項が生じた場合は、登録の取消し等を行います。

- ① 登録申請内容に虚偽がある場合
- ② 特別な理由がなく、許可及びその他登録の更新をおこなわないとき
- ③ 手形又は小切手の不渡り等により、銀行取引を停止されたとき
- ④ 以下の「東京都住宅供給公社契約規程」に該当する場合

### 【東京都住宅供給公社契約規程】

第5条 公社は特別の事由がある場合を除くほか、次の各号の一に該当する者を契約の相手方としてはならない。これを代理人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた者
- 二 破産者で復権を得ない者

第6条 公社は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて契約の相手方としないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

- 一 公社に対する契約の履行に際し、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- 二 公社に対する入札に参加することを妨害し、又は契約手続若しくは契約の履行を妨害した者
- 三 公社の検収又は監督等に際し係員の職務を妨げた者
- 四 公社に対する契約を正当な理由なくして履行しない者
- 五 公社に対する入札にあたり、その公正な執行を妨害した者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- 七 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 八 理事長が特に指定した事項に該当する者

※指名参加登録期間中において、法人税、所得税または都道府県民税の未納が明らかになった場合、贈賄等刑法その他法令に定める罰則にふれる行為をした場合には、入札の参加を取消す場合があります。

## 2. 申請手続き

### (1) 申請手続きの流れ

① 申請に必要な書類の準備

- ・指名参加登録に必要な申請書類を準備します。詳細は、9ページの「申請に必要な書類」をご確認ください。

② 所定書式の印刷

- ・申請に必要な所定の書式を公社ホームページよりダウンロードします。

公社ホームページ：入札・契約情報 > 登録・変更・経審 > 工事業種の随時受付

③ 申請書類の作成

- ・所定書式へ必要事項を記入します。9～13ページをよくお読みください。

④ 申請書類の郵送

- ・申請書類は写しを取っておいてください。

指名参加登録に必要な書類を下記まで郵送してください。

〒150-8322  
渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山  
東京都住宅供給公社 総務部 契約課 契約係  
「工事業種指名参加登録受付担当」宛

※配達記録が残るもの（簡易書留等）での郵送をお願いします。

⑤ 審査

- ・公社で資格等の審査をします。記入漏れや書類に不備があると審査できませんのでご注意ください。

⑥ 審査結果の通知

- ・審査の結果、承認の場合は、結果通知書を知りたします。  
※公社の契約相手方となる本支店の代表者または代理人に送付します。

指名参加登録完了

※すでにセキュアコネクトをご契約中の方は、⑦～⑨の手続きは不要です。

⑦	セキュアコネクトへの利用申込み
---	-----------------



- ・「セキュアコネクト利用申込書」一式を同封しますので必要事項を記入のうえ、返信用封筒をご利用になりNTTコミュニケーションズ(株)へ送付してください。

※平成29年1月1日以降に公表する希望制指名競争入札については、「東京都内に本支店又は営業所が所在しない業者」は入札参加資格要件を満たさなくなり電子入札に参加できなくなりました。

⑧	セキュアコネクト電子証明書の取得
---	------------------



- ・申込み後、10日前後で「セキュアコネクト開始通知書」がNTTコミュニケーションズ(株)より送付されます。
- ・同封のマニュアルに従い、ご使用のパソコンにセキュアコネクトの電子証明書をインストールします。

⑨	セキュアコネクトへのログイン
---	----------------

- ・電子証明書を取得したパソコンから公社ホームページより電子入札システムにアクセスします。

公社ホームページ：入札・契約情報 > 入札 > ダウンロード済み電子証明書によるログイン



- ・「ダウンロード済み電子証明書によるログイン」をクリックし、「デジタル証明書の選択」で名前(セキュアコネクトユーザID)を選択し「OK」をクリックします。
- ・お使いのパソコンによっては表示されない場合もあります。表示されない場合は、そのまま次へお進みください。
- ・NTTコミュニケーションズ(株)より通知されたパスワードを入力し送信します。

⑩	電子入札システムへのログイン
---	----------------



- ・ログイン画面が表示されたら、公社から送付の審査結果通知書に記載のログインID及びJKKパスワードを入力します。
- ※このIDとパスワードは、NTTコミュニケーションズ(株)が発行するものとは異なりますのでご注意ください。

⑪	電子入札システムの登録内容の確認
---	------------------



- ・電子入札システムに登録されている会社情報が正しいか確認してください。

指名参加登録申請手続き終了



## (2) 申請に必要な書類

登録申請に必要な書類は以下のとおりです。申請時点で確定している最新版の書類が必要となります。

公社所定の書式は、公社のホームページよりダウンロードしてください。ご記入の際は、このご案内の9ページから13ページをよくお読みください。

なお、公社が必要とする場合、別途、追加資料の提出を求めることがあります。提出された書類は、返却しませんので予めご了承ください。

公社ホームページ：入札・契約情報 > 登録・変更・経審 > 工事業種の随時受付

◎は、全員の方が提出する書類    ○は、該当者のみ提出する書類    ×は、提出不要

No.	書類名	注意事項	新規	委託業種登録有
1	工事業種競争入札参加資格登録 随時受付申請書 【公社所定書式】	提出書類には、チェックを入れてください。	◎	◎
2	会社情報登録用紙 【公社所定書式】	記入については、下記の「記入方法」をよくお読みください。	◎	◎
3	登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 正本	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行日から3ヶ月以内の正本</li> <li>法人：法務局発行の履歴事項全部証明書</li> <li>個人営業：(商号を用いる場合) 法務局発行の商業登記簿謄本 (商号を用いない場合) 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書</li> </ul> ※登記簿謄本で登録者所在地及び本店(社)所在地を証することができない場合は、下記書類の写しを提出してください。 ・建設業許可の申請書・変更届(副本)	◎	×
4	印鑑登録証明書 正本	<ul style="list-style-type: none"> <li>発行日から3ヶ月以内の正本。</li> <li>法人：法務局の発行するもの。</li> <li>個人営業：市区町村長が発行するもの。</li> </ul>	◎	×
5	財務諸表(写)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人：貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書</li> <li>個人営業：貸借対照表、損益計算書</li> </ul>	◎	×
6	建設業許可通知書(写) 営業所一覧表(写)	建設業許可申請の際に提出した <u>営業所一覧表(建設業許可申請の際に提出した別表の写し)も必要です。</u>	◎	◎
7	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書(写)	建設業法第27条の23第1項の規定に基づき審査を受けたもの。	◎	◎
8	暴力団等反社会的勢力ではないこと 等に関する表明・確約申告書 【公社所定書式】	公社では、東京都住宅供給公社暴力団等排除措置要綱に基づき、入札参加資格者となる方に提出いただいております。 内容を確認のうえ、ご署名ください。	◎	×
9	委任状<A> 【公社所定書式】	行政書士が登録手続きを代行される場合、提出していただきます。	○	○

10	委任状<B> 【公社所定書式】	入札、契約締結、支払請求及び受領等に関する権限を代表者ではなく代理人に委任する場合、提出します。 ※代表者は、代理人を兼ねることはできません。	○	×
11	使用印鑑届 【公社所定書式】	代表者が実印以外の印鑑を使用して入札、契約締結、支払請求及び受領等を行う場合は提出します。 ※代表者が実印を使用する場合や代理人をたてる場合は不要です。	○	×
12	官公需適格組合証明(写)及び組合員名簿	中小企業等協同組合法に基づく協同組合等が申請する場合は提出します。 組合員名簿は最新のもの。(書式任意)	○	○

### (3) 会社情報登録用紙の記入方法

#### 会社/本店情報

必須	登録項目	記入内容
*	会社名	会社名を記入します。
*	会社名(フリガナ)	法人格(カブシキカイシャ等)は除いて記入します。
*	資本金	資本金の単位は百万円です。
*	本店(社)郵便番号	本店又は本社所在地の郵便番号を記入します。
*	本店(社)住所	本店又は本社所在地の住所を記入します。 ビル名等を記入の場合は、今後の提出書類全てに記入していただきます。
*	本店(社)電話番号	本店又は本社の電話番号を記入します。
*	本店(社)FAX番号	本店又は本社のFAX番号を記入します。
*	代表者役職名	「代表取締役」など明確に記入します。
*	代表者氏名	代表者名を記入します。
	登記上の所在地	本店又は本社住所地在登記上の所在地と異なる場合に記入します。

#### 建設業許可番号等

必須	登録項目	記入内容
*	建設業許可番号	経営事項審査結果通知書に記載された建設業許可番号を記入します。(記入例:13-999999)
*	許可年月日	建設業許可の開始及び終了年月日を記入します。
*	経営事項審査基準日	経営事項審査結果通知書に記載された審査基準日を記入します。

#### ISO 取得有無

必須	登録項目	記入内容
*	ISO9001	取得の有無について記入します。 公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定された審査登録機関の認証を取得していること。
*	ISO14001	

官公需適格組合への所属有無

必須	登録項目	記入内容
*	所属有無	所属有無及び所属先官公需適格組合名を記入します。 (複数に所属する場合は、すべて記入)
	所属先名	

契約する本・支店等情報

必須	登録項目	記入内容
*	契約先本店(社)支店(社)等	公社と契約する本・支店(社)等を記入します。 ※契約先が本店(社)の場合は、「本店」又は「本社」と記入。
	契約先郵便番号	契約先所在地の郵便番号を記入します。
	契約先住所	契約先所在地の住所を記入します。 ビル名等を記入の場合は、今後の提出書類全てに記入していただきます。
	契約先電話番号	契約先の電話番号を記入します。
	契約先FAX番号	契約先のFAX番号を記入します。
*	電子メールアドレス(E-mail)	連絡可能な電子メールアドレスを記入します。
	代理人役職名	入札、契約締結、支払請求及び受領等に関する権限を代理人に委任する場合は記入します。
	代理人氏名	

建設業許可及び経営事項審査等

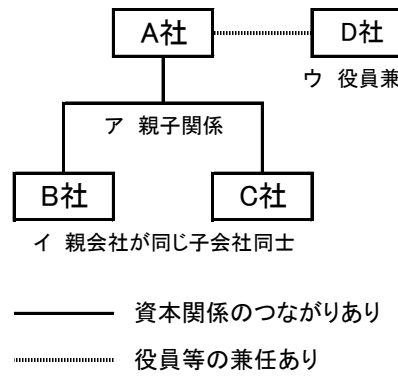
必須	登録項目	記入内容
*	登録業種	申請する業種を記入します。(公社指定工事業種のみ)
*	許可区分	許可区分を記入します。
*	経審点	業種ごとの経営事項審査結果通知書の総合評価値(P)を記入します。

社会保険等の加入

記入項目	補足説明
社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)の加入	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請日現在の加入状況を選択してください。</li> <li>※適用が除外されている場合は「適用外」に○をつけてください。</li> <li>※社会保険に関する問い合わせは、所管する機関の窓口等にお問い合わせください。</li> <li>※社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に未加入の場合、申請ができません。</li> </ul>

関係会社

※会社法の適用を受けない方については、記入の必要はありません。  
 ※「関係する会社」として申告する会社は、公社の競争入札参加資格を有する同一業種ものに限りです。

記入項目	補足説明										
<p>関係会社</p> <p>&lt;関係会社イメージ図&gt;</p>  <p>——— 資本関係のつながりあり          ..... 役員等の兼任あり</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係会社とは、申請者からみて下記【関係会社の定義】のいずれかに該当し、公社の入札参加資格を有する同一業種の場合に申告してください。</li> <li>財団、社団、特定非営利活動法人、個人の方は、「無」に○をつけてください。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>【関係区分】</b></p> <table border="0"> <tr><td>[1] 申請会社の親会社</td><td>ア</td></tr> <tr><td>[2] 申請会社の子会社</td><td>ア</td></tr> <tr><td>[3] 子会社同士</td><td>イ</td></tr> <tr><td>[4] 役員の兼任</td><td>ウ-①</td></tr> <tr><td>[5] 管財人の兼任</td><td>ウ-②</td></tr> </table> <p>※複数の区分が該当する場合は、1～5の順に優先し1区分のみ記入してください。</p> </div> <p><b>【関係会社の定義】</b></p> <p>ア : 親会社と子会社の関係にある場合          イ : 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合          ウ-①: 一方の会社役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合          ウ-②: 一方の会社役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている場合</p> <p>※ア、イについては、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。          ※ウ-①については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除きます。</p> <p><b>【親会社、子会社の定義】</b></p> <p>◆会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社          第2条第3号(子会社)          会社とその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他当該会社とその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。          第2条第4号(親会社)          株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。</p> <p><b>【役員等の定義】</b></p> <p>①会社の代表権を有する取締役(代表取締役)          ②取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。)          ③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人          ④委員会設置会社における執行役又は代表執行役</p>	[1] 申請会社の親会社	ア	[2] 申請会社の子会社	ア	[3] 子会社同士	イ	[4] 役員の兼任	ウ-①	[5] 管財人の兼任	ウ-②
[1] 申請会社の親会社	ア										
[2] 申請会社の子会社	ア										
[3] 子会社同士	イ										
[4] 役員の兼任	ウ-①										
[5] 管財人の兼任	ウ-②										

- ・申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ申告対象となります。
- ・「取締役」には、社外取締役・非常勤取締役も含まれますが、委員会設置会社における取締役は含みません。
- ・「監査役」や「執行役員」等は役員に該当しません。特に委員会設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますのでご注意ください。

#### (4) 印鑑について

登録する印鑑については、以下の点を注意してください。

- ① 実印の印影は、登記所発行のものと同一のものにしてください。
- ② 代理人印の場合は、代理人印と特定できる印影にしてください。
- ③ 使用印を登録する場合は、実印と酷似しているものは使用しないでください。
- ④ 社判や会社印は使用することができません。(個人が特定できる印であること。)

※ 既に委託業種での登録がある場合は、同じ印鑑となります。

〔例〕

『株式会社公社設計 代表取締役 公社一郎』 の場合

○ 認められます

株式会社公社設計 代表取締役之印

○ 認められます

公社

公社一郎

× 認められません

株式会社公社設計印

〔例〕

代理人 『株式会社公社設計 東京支店長 渋谷二郎』 の場合

○ 認められます

株式会社公社設計 東京支店長之印

○ 認められます

渋谷

渋谷二郎

× 認められません

株式会社公社設計 代表取締役之印

## (5) 個人情報の取扱いについて

### ① 個人情報の適切な保護

公社は、申請者の個人情報を適切かつ安全に管理し、個人情報の漏洩、滅失又はき損を防止する保護策を講じています。

### ② 個人情報の利用目的

申請者の個人情報は、競争入札業務の実施のため、公社において正当な事業遂行の範囲内で利用します。

### ③ 業務の一部委託について

公社は事業運営上、申請者により良いサービスを提供するために業務の一部を外部に委託しています。この場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理、機密保持などにより申請者の個人情報の漏えい防止に必要な事項を取り決め、適切な管理を実施させます。

## (6) 情報の公開について

登録申請された方の会社名、所在地、代表者等について、お断りなく公表することがありますので、あらかじめご了承ください。

\* 指名参加登録に関するお問い合わせ

**JKK東京 <東京都住宅供給公社>**

総務部 契約課 契約係

〒150-8322 東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山

TEL 03-3409-2261 (代表)

受付時間9:00~12:00 13:00~17:00(土日祝・年末年始/休)